

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長、建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡（安-2023-63）
令和6年3月29日

関西支店 安全環境部長

高所作業車用途外使用禁止の注意喚起表示について(要請)

昨年、当社他支店の新築工事作業所において、高所作業車からケーブルラックに乗り移ろうとした際に墜落するという災害が発生し、示達本(安環本)23-03（別紙1）により「高所作業車を使用する際のルール」を定めて再発防止を図ってきましたが、更にこのルールを徹底させるため、マグネットタイプの注意喚起表示(別紙2)を作成し、下記のとおり高所作業車に掲示することにしますので、関係者に周知するようお願いいたします。

なお、注意喚起表示は、安全環境本部負担にて3000枚作成し、現在エスシー・マシーナリ経由でレンタルしている高所作業車の台数の割合に応じて各支店に配布します(別紙3参照)。配布した枚数に不足が生じた場合は、つくし工房にて追加手配していただくよう、合わせて関係者に周知願います。

記

1. 当社手配の高所作業車については、注意喚起表示の掲示を必須とする。
2. 協力会社手配の高所作業車については、注意喚起表示を掲示するよう指導する。

3. ※この事務連絡は、事務連絡23-36(令和6年3月27日)安全環境本部発行に基づき作成しました。

以 上

(配布先)
関係部門長・支店長
部門安全管理総括責任者
部門安全環境部長

示達本(安環安)23-03
令和 5 年 7 月 7 日

安全環境本部長

高所作業車を使用する際のルールについて (指示)

先月、当社作業所で、高所作業車を使用して区画貫通処理を行おうとした電気工事工が、安全帯を掛けた配管吊の全ネジを手がかりとしてケーブルラック上に乗り移ろうとした際、当該全ネジが根本から外れ、バランスを崩して約 5 m 墜落し両足を骨折する休業災害が発生しました。(別紙参照)

区画貫通処理作業場所の下部にスロープがあり、高所作業車を作業場所まで近づけることができなかつたため、高所作業車上から区画の一部に手が届かず、ケーブルラック上に乗らなければ作業ができないと判断し、安易にケーブルラックに乗り移ろうとしたことが原因です。

所轄労基署は、高所作業車からケーブルラックに乗り移った行為を、高所作業車を昇降設備として使用したとみなし、事業者に対して、安衛則第 194 条の 17 (主たる用途以外の使用の制限) 違反で是正勧告書を発行しています。

つきましては、高所作業車の用途外使用による災害の再発防止を図るため、新たに下記のルールを定めましたので、関係者に周知徹底するよう指示します。

記

1. 高所作業車の使用用途は、作業床上での工事、点検、補修等の作業に限定し、例えば、乗り移る作業、作業台からはみ出た型枠等の材料を荷上げする作業等は、用途外使用となるため原則禁止とする
2. やむを得ず高所作業車から乗り移る作業については事前届出制とし、作業実施時には監視員を配置し、安全帯 100% 使用 (強度的に十分な安全帯取付設備の事前計画・確認を含む) を徹底する

以 上

(墜落) 高所作業車から電気ラックに乗り移る際に墜落

◇ 発生日時 : 2023年6月13日 (火) 午後7:15分頃 ◇ 被災者 : 電気工事工 45 歳 (所属 2次) 経験 12年



【発生状況】

高所作業車を使用し、高さ約5mの作業位置で区画貫通処理作業中、配管吊の全ネジに安全帯を掛けた上で、安全帯を掛けた全ネジを手がかりとして電気ラックに乗り移ろうとした際、安全帯及び手を掛けていた寸切りボルトが根本から外れ、バランスを崩して墜落した。(右足立方骨骨折、左脛骨高原骨折)(休業見込日数 60 日)

高所作業車 用途外使用禁止

使用用途

作業床上での工事・点検・補修のみ



原則禁止

乗り移る作業や、作業台からはみ出た材料の荷上げ作業等

※やむを得ない場合は事前届出制とし、監視員配置と安全带100%使用

高所作業車注意喚起表示配布枚数

	枚数
東京支店	1,420
千葉支店	130
横浜支店	40
土木東京支店	50
名古屋支店	550
関西支店	120
四国支店	70
広島支店	40
九州支店	210
北陸支店	150
東北支店	180
北海道支店	30
エンジニアリング事業本部	10
計	3,000

高所作業車注意喚起表示購入先

<p>株式会社つくし工房 商品名:「高所作業車用途外使用禁止」 商品番号:10-37 単価:680円</p>
